資料 11

公的統計の課題等に係る各委員提出資料

・　基幹統計の考え方（井伊委員）

・　匿名データに関して（井伊委員）

・　資料 10 の 3.4 についての意見（佐々木委員）

・　「直面している障害」への意見・要望等（美添委員）

基幹統計の考え方　　　　　　　　　　　　　　　　　2007年12月10日

井伊雅子

１．　考え方のフレームワーク

情報の有用性の観点からの区分か、統計の設計の観点からの区分か

例：労働分野の統計の設計の観点からの区分

A. 調査のフレームとなるもの：センサス、5年に1回

世帯：国勢調査
事業所：事業所･企業統計調査

B. 各分野の基幹となるもの：1回あたりのサンプルサイズが大きく、調査項目が基礎的で充実している。ただし、回数が少ない（世帯は5年に1回、事業所は1年に1回）。

世帯：就業構造基本調査
事業所：賃金センサス（賃金構造基本統計調査）、就労条件総合調査、（雇用動向調査）
企業活動基本調査、工業統計、商業統計、サービス業統計

Cf1.）就労条件総合調査は旧承認統計で旧指定統計ではない。しかし、たとえば裁量労働制や成果主義の導入の有無など労働時間制度について質問しており、賃金センサスをよく補完する。逆にいえば、賃金センサスは個別労働者に関する詳細な賃金情報を得られるかわりに、旧来型の職能資格給的賃金体系（と同時に旧来型の労働基準法）を暗黙のうちに前提としており、現在あるいは将来的に情報の質が劣化する（実態を捉えきれない）可能性を少なからずはらんでいる。賃金センサス自体の再設計を指向することも可能だが、調査の連続性や費用から考えるとそのために越えるべきハードルは低くはない。現行の統計を有効に活用するとすれば、就労条件総合調査を併用する（リンケージさせる）ことで、賃金センサスの情報の劣化を抑えることができる。

Cf2.）雇用動向調査は半期ごとの情報と年間の情報が採取され、BとCの中間的な性格をもっており、Bに区分するかCに区分するかは微妙である。ただし、賃金センサスから得られる情報がストック情報に限定される傾向があるのに対して、雇用動向調査はフロー情報が充実している。その意味で、就労条件総合調査と同様に、賃金センサスをよく補完する。

C. B の補助となるもの： １回あたりのサンプルサイズは小さく、調査項目も限定されているが、速報性が重視され回数が多い（毎月または半年）。月次などの細かな時系列変動を観察可能である特徴を有する。

世帯：労働力調査
事業所：毎月勤労統計調査、（雇用動向調査）、労働経済動向調査、労働争議統計調査

D. その他の特定の話題に絞ったもの：小規模各論調査

たとえば、
賃金引上げ等の実態に関する調査
最低賃金に関する実態調査
雇用構造に関する調査
派遣労働者実態調査など

※以上の例は、統計の設計の観点から区分した。有用性の観点から区分するとすれば、たとえば月次の労調や毎勤などは、市場に対しても非常に重要な情報を提供しているので、違った区分となりえる。

２．　ビジネス･フレームや行政記録を通じた、統計間相互リンケージの確立

⑴ビジネス･フレームの確立と事業所系調査のリンケージは必須の課題である。

事業所センサスによるサンプリング・フレームを確立し、各調査を事業所センサス番号を通じてリンクできるようにする。現時点でも事業所系調査の多くは事業所センサスを名簿としており、事業所センサス番号と各統計の独自番号との対応表さえ保存されていれば、原理的にはすぐにでもリンケージ可能である（ただし、その対応表の保存状況に関しては不明である）。重複調査の排除による被調査者負担の軽減などにも効果的と考えられる。

⑵世帯調査のリンケージは困難であるが検討すべき課題である。

世帯調査に関しては、全国消費実態調査、就業構造基本調査、国民栄養調査、学校基本調査、国民生活基礎調査など、各分野で基幹統計と思われているもの全ての元になるような大調査があるべき（たとえば、家計調査、労働力調査などの小規模調査は、その一部の

サンプルを使用する)。

確かに、ビジネス･フレームと異なり、世帯調査間をリンケージするのは難しい。しかし、たとえば就業構造基本調査の調査時の名簿（要図）作成に国勢調査時の名簿（要図）が用いられている例もあり、名簿や住所地情報などを経由していわばハウスホールド･フレームを整備し、リンケージを試みることは可能かもしれない。現状では、国勢調査は各調査区の抽出確率の決定に用いられており、必ずしも名簿情報を各統計調査と共有しているわけではない。ただし、このあたりは不確かなので調査が必要であろう。

上記の調査のサンプルが同じ対象になるならば、その利便性は計り知れない。同じ質問を何度もしなくても、基幹統計をマッチングすれば基本事項はカバーされ、母数サンプルが同じであれば、サンプルの違いなどによって分析や議論が省庁間でかみ合わないという問題も避けられる。

(3)ビジネス･フレームとハウスホールド･フレームとのリンケージが可能か検討するべきである。

諸外国では、税務番号や社会保障番号を利用して両フレームを接続する試みがなされている。わが国の政策には就業場所を通じたものと居住場所を通じたものが多くある。通常この 2 種類には代替的な効果が期待されるが（たとえば最低賃金制度と生活保護制度)、これらの正確な代替関係を探るためには事業所系調査と世帯系調査の接合が必要となる。新しい統計を創設するのも一案であるが、既存統計を用いてこれらの二面性をもつ統計をつくることができるかどうかを検討すべきである。

３.　コンピューターベースのサーベイの導入

従来の紙ベースのようなサーベイでなく、コンピューターベース（調査員がノートパソコンを持って世帯を訪問する）のサーベイの導入を検討すべきである。諸外国ではすでに、米国の Current Population Survey や世界銀行の Living Standard Measurement Survey などですでに導入されている。途上国においてすら、1990 年代の当初から家計調査で既に導入されている。回答の inconsistency などをその場で修正できるというメリットがある。

匿名データに関して　　　　　　　　　　2007年12月10日

井伊雅子

１．　匿名化の対象となる調査を選定する基準を早急に作成する。

統計委員会のもとでワーキンググループを作り、速やかに各省庁に共通の指針の作成に取り掛かるべき。調査ごとに調査の特性の違いから匿名性確保の具体的な基準は異なる可能性が高いので、指針に基づいて調査ごとに個別の判断を下す必要性が出てくるだろう。

匿名性確保に向けての具体的な基準については、日本でも統計学研究者・経済学研究者がすでに手がけており、諸外国の研究ならびにデータ提供の実態も参考にする。なお、この際に重要なのは提供される匿名データを用いた政策分析・学術研究が有効に行われることである。この目的を達成するため、日本ならびに諸外国の大規模ミクロデータを用いて国際査読誌に発表している研究者など、利用者として実績のある研究者をメンバーに含めてユーザーの観点を十分に反映することが不可欠である。

すでに学会から具体的な調査名を挙げて匿名化データの作成方法について提案がされているケースもある。このような提案について、責任を持って対応することが必要である。各省庁共通の窓口を作り、匿名化データ作成への要望ならびにその具体的作業の方法に関する提案を受け取り、匿名データの提供に関する可能性の検討などを提案者からの意見聴取を行いながら責任を持って行う体制が必要である。この対応には前述のワーキンググループが専門的な見地からあたるのが望ましいだろう。各要望の取り扱いに関してはその経過を統計委員会で報告する。

２．　匿名データの提供に当たり、新たな人員配置など予算化が必要であるならば、それらを明確に報告してもらう。先に提出された審査期間が実働と考えると、追加的な人日は目的外利用を含めたところで極めて僅少と思われる。

３．　匿名データの公開による回収率の低下を危惧する傾向があるが、その根拠はなにか。調査された結果が広く学術研究や政策論議に用いられることを通じて、国民の統計調査への重要性の認識は高まるのではないか。

４．　調査項目の複雑化などを考えると、コンピュータベースの調査への移行は不可欠だろうと思われる。

（佐々木委員提出資料）

資料10の3.4についての意見

1.統計リソースについて

各省ともリソース確保に苦労されていること、農林水産省関係の職員の削減が進められている

一方、それを他の省が必ずしも受け入れていないようだ。各省の統計職員数は各省独自の判断で削減していっていいのか疑問。各省の業務量にあわせ全体的になんらかの調整が必要

統計のリソース削減になんらかの歯止めをかけるべき

2.統計人材の育成について

- 府省間の人事交流をそれぞれの府省に任せておいてはあまり実現されないのではないか。
- 業務多忙のため研修に派遣できないというのは問題でやや口実のような気がする。
  忙しくても無理にでも研修に参加させる仕組みが必要
- 基礎的研修だけではスキルの向上につながらないという意見もあるので研修内容の見直しが必要

「直面している障害」への意見・要望等
（第5回統計委員会・第7回基本計画部会の資料10（3及び4））

美添 泰人

３ 統計の利活用関係

【匿名データ】

〇秘匿方法など作成方法の検討（総務省）
→現時点における省内の検討状況を紹介して欲しい。

〇匿名データの対象となる統計調査の検討及び秘匿措置の在り方（文部科学省）
→文部科学省としては，どのように理解しているのか，具体的な検討状況を示して欲しい。

〇匿名データについては、国民の信頼を確保するため、匿名化の基準が必要（厚生労働省）
→厚生労働省として考えている基準、ないしその検討状況について紹介して欲しい。

〇匿名データは、ニーズに応じて作成するべき（国土交通省）
→国土交通省が作成する「個人・世帯に係わる統計」のうち、利用希望者が想定されるものは何か、具体例を示して欲しい。

【オーダーメード集計】

〇オーダーメード集計については、以下の点などの検討が必要
(1) 依頼内容によっては、少ないサンプル数による集計依頼など統計への信頼性を欠くような場合
(2) 集計の仕方の知的財産権
(3) 秘匿措置の基準（厚生労働省）
→厚生労働省がこれまでに提供した統計で実施した具体的な秘匿措置があれば、その事例について、なければ、秘匿措置を講じなかった理由について紹介して欲しい。

【共通】

〇コストの設定・回収（手数料）（総務省）

〇二次的利用に対応する体制の整備（総務省、文部科学省）

→文部科学省の作成する、どのような統計に対して二次的利用を想定した体制なのか、これまでの要望があれば、例を示して欲しい。

〇人員及び予算の確保（厚生労働省）

〇報告者の心理的抵抗への危惧（厚生労働省）

→匿名データについての指摘と思われるが、海外の事例について、厚生労働省はどのような見解を持っているのか、検討状況を含めて紹介して欲しい。

〇報道機関、国会議員、地方公共団体等から公表資料以外の集計を短い期間に要望されることが多いが、職員数が限られており、負担が大きい（国土交通省）

〇新統計法施行後には、匿名データ及びオーダーメード集計の依頼があると考えられるが、現状の職員数では対応が困難である（国土交通省）

→国土交通省の例のように、比較的小規模な統計組織の場合には、追加的な業務に対応することは難しい。そのため、「政府全体として、これらの組織を支援できるような統計職員の集団を組織として設置する」ことによって、解決を図るべきである。

（3）データ・アーカイブ（ウェアハウス）の整備

→データ・アーカイブの設置は、今すぐ対応すべき課題である。少数の統計でも良いので、１～2の強力な統計組織で早急に設立する必要がある。他の統計作成組織は、先行する組織にデータを提供するなど、後から追随すれば負担も少ない。この問題の緊急性、重要性についての認識が十分に形成されていない。